

高知県大月町における戦没者慰霊の歴史

小幡 尚

はじめに

本稿の課題は、高知県幡多郡大月町における戦没者慰霊の歴史を、墓と葬儀に着目しながら明らかにすることである。

筆者はこれまで、高知県における戦没者慰霊の具体相について検討してきた。まず、その概略を示しておこう。

高知県において、戦没者慰霊が大きな問題となったのは日露戦争期からである。日露戦争において戦没者が大量に生じた事態を受け、各地域は対応に迫られた。この時期には、県下の各市町村において軍事援護団体による公葬が執行され、市町村毎に忠魂墓地と呼ばれる墓地が設置された。忠魂墓地は、市町村毎に設けられた戦没者専用の共同墓地であり、高知県特有の形態といわれる^①。

日露戦争より後における県全体の状況については未検討であるが、高知市と高岡郡北原村について、日露戦争期からアジア・太平洋戦争の終結までの動向を検討した^②。ここでは、戦没者慰霊のあり方の変遷をおおよそ次のように示した。

日露戦争後から昭和初期にかけて、敷地内に忠魂碑が設置されるなど、忠魂墓地の整備がなされる。日中戦争の開始以降、戦没

者が激増する。それに伴い、忠魂墓地の敷地が不足する。この時期における戦没者の公葬は、市町村が直接に営む形態となる。アジア・太平洋戦争期には忠魂墓地の敷地不足への対応が進む。合葬墓の建設が目指され、この志向が同時期に全国的に展開されていた忠霊塔建設運動と結びつき、納骨施設を有する慰霊施設である忠霊塔が建設される。

これが、高知県における戦没者の公葬・埋葬のあり方の典型であると考えている。実際に、高知県下には、この一市一村とほぼ同様の経過をたどった町村が一定数ある^③。無論、全ての町村が同様であったわけではない。とくに、埋葬の局面では大きな差異が生じた。

〔表1〕大月町の人口

年次	奥内村	月灘村
1903	6,133	4,219
1906	6,244	4,366
1910	6,938	4,527
1916	7,587	4,592
1925	7,691	4,179
1932	7,316	4,094
1935	7,796	4,107
1943	7,653	3,930
1946	8,988	4,793
1948	9,706	5,092
	大内町	
1955	10,108	5,054
	大月町	
1965		11,465
1975		8,872
1985		8,596
1995		7,422
2005		6,437

※『高知県統計書』各年版
<http://www.pref.kochi.lg.jp/toukei/toukeisho/>より作成。



【地図1】大月町の位置

※「A」が大月町。 [出典] グーグルマップより作成。

忠魂墓地は大半の町村に設置されたが、その後の変化は多様であった。例えば、アジア・太平洋戦争期において、忠魂墓地の敷地を拡張し、集合墓を設置しない町村も多かった。また、それだけの変化が起こった時期にもかなりの差がある。戦後になってから忠霊塔を建てた町村も非常に多いのである。

高知県には、現在も、忠魂墓地・忠霊塔が多く遺る。大月町にも、多くの忠魂墓地と五基の忠霊塔が現存している。同町の戦没者慰霊のあり方は、高知県において典型的なものである。しかし、同時に県下の他町村に見られない独自性も有する。その独自性は、

多くの忠魂墓地があることによく現れている。

大月町は、高知県の西南端に位置する町である（地図1）。

南は太平洋に面し、多くの漁港を有するが、町の総面積約一〇三平方キロメートルの約七割が山林である。同

町は、一九五七年に発足した^⑤。まず、それまでの歴史を概観しておこう。

一八八九年、弘見・添ノ川・古満目・頭集・一切・鉾土・柏島・平山・安満地・橘浦・泊浦・芳ノ沢・清王の一二村が合併して奥内村が発足した。また、同年、姫ノ井・才角・小才角・口目塚・樫ノ浦・周防形・赤泊・春遠の八村が合して月灘村が成立している。沿岸部あるいは山林の中に点在しているという地理的条件もあり、各旧村は合併の後においても強い独立性を有していた。また、行政区画としての性格も強かった。例えば、一九二二年、奥内村では「区ヲ置キ区長並ニ其代理者設置議案」を決定し、先述の二三旧村を「区」とし、区長をおくこととしている^⑥。以下、本稿では主に旧村に由来する大月町内の集落を「地区」と呼ぶ。

一九五一年には、奥内村が町制を施行した上でその名を改め、大内町となった。その後、同町と月灘村が合併し、大月町が発足したのである。

大月町の現在にいたるまでの人口を示したのが表1である。同町の公式HPによれば、二〇一三年一月一日現在の人口は五八〇七人である。

本稿の意義は大きく二つある。一つは、記録としての価値である。本文で述べるように、戦没者慰霊施設、とくに個人墓は時代を経るに従い変化する。また、これらの施設については、住民にとっては当然の存在であるためか、文献に記録されることがほと

んどなかった。現状とその歴史について記すことは、それ自体に大きな意味があると考える。

もう一つは、日本近代史研究史上の意義である。よく知られているように、近代日本における戦没者慰霊をめぐっては、広範な問題について多くの研究が蓄積されてきた。¹⁷しかし、各地域における動向についての研究は必ずしも進展していない。

兵士が命を落とした際、「郷里」で葬儀が営まれ、埋葬されたことが一般に知られている。しかし、その葬儀・埋葬が、誰によつてどのようになされたのかという点については十分に解明されていないのである。国と家・個人の間位置する地域が、戦争をどのように受容したのかということを考えるためにも、この問題は重要であろう。今後、戦没者慰霊の全体的な構造を考えていくために、その基層部分といえる地域の実態を解明しなければならぬ。

概略に止まらざるを得ないとはいえ、大月町という区域を対象として、日清戦争から現代に至る「通史」を描くことは、高知県内、さらには全国各地域を検討する際の一つのモデルともなるのではなからうか。

以下、本文においては、大月町を舞台とした戦没者慰霊の具体相を検討してゆく。検討に際しては、慰霊行為の主体と単位とに着目したい。

第一章 大月町の戦没者慰霊施設の現状

第一節 大月町における戦没者

はじめに、大月町における戦没者について概観しておく。

一九九五年刊行の大月町史編纂委員会編『大月町史』(同町)には、日清戦争以降の全戦没者の氏名が、その兵科・階級・出身地(地区)・戦没年月日・戦没場所とともに記されている。¹⁸日清・日露戦争の戦没者については「大月町町民課備付戦没者名簿」を典拠とし、それ以降の戦没者は、同名簿と『大内町史』『月灘遺族会名簿』を参考とした¹⁹という。²⁰以下、『大月町史』の戦没者名簿(以下、「名簿」と表記する)を基礎として論述を進める。

「名簿」にある戦没者を、地区と戦没年毎に整理し、その数を一覧としたものが表2である。二つ並んだ数値の内、初めの数(点線の左側)が戦没者の数を示す(点線右の数の意味は後述)。大月町全体では、日清戦争において四名、日露戦争で五三名、それ以降の戦争で五三〇名、合わせて五八七名の戦没者が生じたのである。

第二節 戦没者慰霊施設の現状

大月町域では、町村単位ではなく、地区を単位として忠魂墓地や忠霊塔が設置された。このことは、高知県下においても非常に珍しい事例であると考えている。また、これらの戦没者慰霊施設のひとつが現存している。

※写真は全て筆者撮影。



〔図1〕弘見

れている。戒名が記されていることは極めてまれである。竿石の両側面には、戦没場所と年月日が記されていることが多く、詳細な経歴が刻まれていることも少なくない。台石に、「忠魂」の文字や、日章旗等が刻まれている場合もある。

以下、便宜上「名簿」の順（表2の上から）に見ていく。¹⁰⁾

a 弘見

同地区は、町の中心地であり、町役場の所在地である。市街地の中心を通る国道三三二号線から少し東に入った墓地の一番高いところの一角が忠魂墓地となっている（図1）。入口には、「忠魂

墓地 昭和十二年十月」と刻まれた石製の門がある。

墓地の正面には忠霊塔が建っている。塔には「建設経過」の石板が嵌め込まれており、そこに「着工 昭和三十一年十一月二十日 竣工 昭和三十三年二月二十日」「大内町弘見遺族会」と記されている。また、六七名の戦没者名が刻まれている。

表2において点線の右に斜体で示した数字が、現存

を確認できた墓（正確には墓のある人の）数である。そこに示したように、個人墓が二三基残存しており、忠霊塔の左手に一列に並んでいる。

b 添ノ川

国道から地区へ入っていくと、集落の入口に忠魂墓地がある。周りには一般の墓地が存する。同墓地の中央には「忠魂墓地」「添の川部落一同 建之」「昭和五十一年三月」と記された石碑が立つ。墓碑は、敷地の奥に横一列に並んでいる。

c 芳ノ沢

畑地の一角に同地区の忠魂墓地が現存する。周りに一般の墓地はなく、独立した墓地である。墓は、横二列に並ぶ。表2から判るように、同地区の戦没者のほとんどがここに葬られている。

墓の一つ、日露戦争戦没者岡村長三郎の墓の竿石は、台石から降ろし、後方に倒して置いてある。また、墓一つ分のスペースが空いている。かつて墓があった可能性がある。

奥の列の左端の「墓」には、「松尾寛治殉職之地」と記されている。形は他の墓とほぼ同様であるが、一九九八年に建てられた慰霊碑である。一九四四年、航法訓練中にこの地に不時着し殉職したのだという。

d 竜ヶ迫

同地区の忠魂墓地は弘見と同様、忠霊塔と墓が併存するタイプである（図2）。周りには一般の墓地もある。

墓は忠霊塔の右に一列に並ぶ。忠霊塔は、小振りのものである。



〔図2〕 竜ヶ迫

e 清土

国道を見下ろす場所にある。周辺に若干の一般の墓が存する。墓碑が横一列に並ぶのみであり、その他に石碑などは存しない。敷地ははつきりと画されている。

f 鉾土

県道四三号線沿いに存する(図3)。周辺に墓はなく、独立した忠魂墓地である。とくに目印となるも



〔図3〕 鉾土

竹田信保編『竜ヶ迫百年のあゆみ』(同編纂委員会、一九七七年(以下『竜』と表記)によれば、一九五五年に建設されている(二七二頁)。「忠霊塔」の文字は林譲治によるものである。同塔には、一七名の戦没者の氏名が刻まれている。それらに、個人墓の被葬者の名は含まれていない。

のはなく、一見普通の墓地に見える。しかし、同地区の全戦没者の墓碑が現存している。

g 頭集

同地区の忠魂墓地は、県道四三号線沿いに存する丘陵状の大規模な墓地の一面にある。墓は横三列に並んでいる。

日露戦争の戦没者である土居新一郎の墓は、少し奥まったところに赤レンガ製の塀に囲まれてある。また、ブロック塀のある墓が一基(一九四五年の戦没者)、土台のみの墓も一基ある。

h 平山

大月町の各忠魂墓地は、幹線道路沿いや学校の近くに位置するものが多く、とくに判りにくい場所に存することほとんどない。その中で、同地区の忠魂墓地は最も判りにくい場所にあるといえる。

県道四三号線から畑地との間の細い道に入っていくと、丘陵状の林の斜面に忠魂墓地が現れる(図4)。周囲に一般の墓はない。墓地の正面には畑地が広がる。墓地は、ひ



〔図4〕 平山

な壇のように三段になっており、それぞれの段が石垣でできてい
る。そこに墓が並んでいる。台石のみの墓も一基ある。

i 古満目

同地区の忠魂墓地は、集落の手前の高台に、海を見下ろす形で
独立してある。ただし、墓はほとんど残っておらず、忠魂墓地跡
というべきである。敷地は四段の緩やかなひな壇型であり、かつ
ては大きな墓地であったことがわかる。

一・二段目に太平洋戦争の戦没者の墓が一基ずつ残っている。
また、一段目には、「忠魂」の文字が刻まれた、かなり古いもの
と思われる手水鉢が置かれている。

四段目よりもさらに奥に、ブロック塀に覆われる形で二基の墓
がある。どちらも日露戦争戦没者のものである。

j 泊浦

同地区の奥手にある山の斜面全体が墓地となっている。段々畑
のような形状に墓が広がっており、その一番下の段が忠魂墓地と
なっている。集落全体を見渡せる場所に、二列に並んで墓が存す
る。

k 橘浦

同地区に忠魂墓地はない。地区の入口の県道三五七号線沿いの
敷地に、竜ヶ迫のものとよく似た形状の忠魂塔が建っている。同
塔には、林譲治による「忠魂塔」の文字、一九五五年七月に建て
られたものであること、戦没者一八名の氏名が記されている。戦
没者の氏名は「名簿」と一致している。

また、同じ敷地には自然石の碑が建っている。表には「碑／国
の平和と繁栄のために／命捧げし諸兄の御冥福を祈り／この地を
児童公園として／永くその功績をたたえる」と、裏面には「昭和
五十二年一月二十四日 高知県知事申内力書 橘浦部落建之」と
記されている。

l 安満地

同地区の忠魂墓地は、禅宗瑞雲山妙吉寺の敷地内の墓地の一面
にある。他地区の墓地とは異なり、忠魂墓地と一般墓地の区画は
やや不明瞭である。墓地全体が段状になっており、その中の三段
に戦没者の墓が置かれている。墓
の痕跡が二基分、台石のみのもの
が一基、兄弟二人で一つの墓が一
基ある。

m 一切

同地区の忠魂墓地は、一切漁港
を正面に見る形で設置されている
(図5)。周囲に一般の墓地がない
独立型で、二段に分かれてそれぞ
れ横一列に並んでいる。

同墓地には、墓碑が撤去された
跡が多くある。いわば、忠魂墓地
跡と化す途次といった状態であ
る。現存する墓には、一つの墓に



〔図5〕一切

兄弟二人が葬られているもの一基、柱石を下ろしてあるもの一基がある。撤去された墓の数は、八基か九基だと思われる。また、かつて墓の一部であったと思われる多くの石材が、敷地の両端等に置かれている。

n 柏島

同地区の集落の北西端に護念寺があり、その周辺に墓地が広がっている。その墓地の一番海側の一区画に忠霊塔と、横一列に並んだ戦没者の墓がある。

忠霊塔は、竜ヶ迫・橋浦のものと同様に似ている。同様に記された文言によれば、一九五六年一二月に建設され、「忠霊塔」の文字は戦後に五次にわたって内閣総理大臣を務めた吉田茂によるものである。

忠霊塔のすぐ前に「合祀戦没者墓誌」がある。石板二枚にわたって四九名の氏名・没年月日・戦没場所が記されている。末尾には、「平成十一年八月吉日 柏島遺族会」とある。竜ヶ迫と同様に、この「墓誌」に墓碑が現存する人



〔図6〕 姫ノ井

物の氏名はない。¹²⁾

o 姫ノ井

同地区には忠霊塔があり、老人集会所と天満宮の間に建っている(図6)。塔には、「忠霊塔」以外の文字は記されていない。塔のすぐ前にある石板には「月灘地区遺族会」「昭和五十二年十一月七日」とある。忠魂墓地は確認できない。

p 春遠

国道三二二号線から東へ向かって同地区へ入っていくと、集落の入口に大きな墓地が現れる。道に面して階段があり、その上に墓地がある。山林の斜面を登って行くような形で段が形成され、そこに墓が並んでいる。墓地の一番手前の一画が忠魂墓地である(図7)。

忠魂墓地には三列に墓碑が並ぶ(そのうち一基は名字の異なる二人が葬られている)。一見して他よりも古いものに見える二基の墓がある。一つは日清戦争の戦没者である渡辺佐太郎のもの、もう一つは日露戦争戦没者の安岡寅五郎のものである。前者は、柱石が直方体ではなく、自然石を少し加工したものであり、



〔図7〕 春遠

他と大きく異なる。

q 周防形

同地区の集落からやや東に離れたところに忠魂墓地がある。周囲に他の墓はない。墓碑が集落へ向く形で、二列に並んでいる。土台のみの墓が一基、全体が解体されている墓が一基ある。後者の墓は、柱石によって被葬者が特定できる。

r 檜西（檜ノ浦・西泊）

「名簿」では檜ノ浦と西泊は別に扱われているが、忠魂墓地は両者を合した檜西地区という単位で設置されている。同墓地は、旧檜西小学校に程近い場所に、両地区を結ぶ道路に面したところに現存している（図8）。独立した忠魂墓地である。墓地の土台はコンクリートで固められ、道路から階段を上ると、やや広めの敷地に四列にわたって墓が並ぶ。墓石の数は、町下で二番目に多い。被葬者の手掛かりのない墓の「跡」が四つある。

s 赤泊

同地区の忠魂墓地は大月町で最も小さなものである。幹線道路に面した墓地に現存する墓碑は二基である。



〔図8〕 檜西

小規模とはいえ、同地区の戦没者は四名であり、二名が少ないとは言いい切れない。敷地に墓碑以外のものは設置されていないが、墓地全体の土台は丁寧な築かれている。敷地にはあと二基設置できるほどの余裕がある。かつて、四基の墓があつた可能性もあろう。

t 才角

同地区の忠魂墓地は国道三二一号線沿いに現存する。墓と墓の間が不自然に空いている箇所もあり、かつてもう少し多くの墓があつた可能性もある。

日露戦争において、同地区から六名の戦没者を出した。彼らの墓は全て忠魂墓地に現存する。そのうちの二つは特異なものである。一つは、本田市作（陸軍歩兵上等兵）のものである。墓そのものは他のものよりもむしろ小振りであるが、墓のすぐ後に墓石よりもかなり大きな「記念碑」が建っている。同碑には、誕生から戦死までの本田の「略歴」が記されている。末尾には「島田穂穂選並書」とある。

もう一つは、依岡喜代馬のものである。彼の墓は墓地全体の中でひととき大きい。このような墓が建設されたのは、陸軍歩兵少尉という階級の故であろう。依岡の墓には柱石の両側に経歴が記されている。これも島田穂穂によって記されたものである。

敷地の一番国道側には、「記念碑」と刻まれた自然石の碑が建っている。裏面には、「竣工昭和十八年三月二十日／出資者在満洲平田武氏／建設在郷軍人会才角班／後援／才角部落／才角青年団／才角国防婦人会」と記されている。

u 大浦

国道三二一号線から大浦地区へ入っていくと、集落の西の奥が急な斜面となっている。その斜面全体が墓地として利用されており、墓地の最も下の海側(南側)に横一列に墓碑が並ぶ(図9)。これが、同地区の忠魂墓地である。兄弟二人で一つの墓に葬られているものが二基ある。



〔図10〕 小才角



〔図9〕 大浦

※左下の墓碑が一列に並んだところが忠魂墓地

v 小才角

同地区の忠魂墓地は、集落の北東端に現存している(図10)。石製の柵に囲まれた独立した広い墓地である。中央の階段を上ると正面に忠魂碑がある。同碑には「海軍大將永野修身書 昭和十三年三月建立」と刻まれている。忠魂墓地に忠魂碑

があるのは同地区のみである。階段の両側に、四列にわたり墓が立ち並ぶ。同地区の忠魂墓地は、大月町内で最大の規模である。

第二章 日清・日露戦争期における戦没者慰霊

第一節 日清戦争期における戦没者慰霊

本章より、大月町における戦没者慰霊の歴史を辿っていく。表2にあるように、大月町で初めて戦没者が生じたのは日清戦争である。戦没者慰霊の状況も含め、高知県と日清戦争との関わりについてはほとんど分かっていない。

一九二五年発行の高知県幡多郡役所『高知県幡多郡誌』¹³⁾によれば、同郡における日清戦争戦没者は四二名である。そのうち、月灘村は一名(兵卒)、奥内村は三名(下士官〈海軍〉一・兵卒二)である。¹⁴⁾

「名簿」に照らすと、月灘の一名は春遠地区の渡辺佐太郎(一八九四年一〇月二七日没)、奥内の三名は弘見の長岡徳太郎(一九〇六年七月七日没)・藪内吉馬(一九〇五年六月一日没)、橋浦の酒井寛次(一九〇五年八月六日没)である。藪内が海軍の所属(三等機関士)、他の三名は陸軍である。酒井以外の三名の墓は各地区の忠魂墓地に現存している。橋浦の忠霊塔には酒井の名が刻まれている。

埋葬の状況は分からない。忠魂墓地に彼らの墓がある理由も不明である。先に述べたように、高知県下に忠魂墓地が設置されるのは日露戦争期のことである。忠魂墓地を設ける際に彼らの墓碑

を建てたか、あるいは他の場所から移したのか、または彼らの墓碑のあるところが忠魂墓地とされたのか、はつきりしないのである。彼らの葬儀の状況についても不明である。

第二節 日露戦争期における戦没者慰霊

高知県に初めて置かれた「軍隊」は、第一師団（香川県善通寺）に属する歩兵第四連隊である。同連隊が、高知県土佐郡朝倉村（現在の高知市朝倉）の兵営に入ったのは一八九七年のことである。

四四連隊が初めて国外へ出動したのは日露戦争においてである。一九〇四年五月に中国大陸に渡ると、第三軍に編入され、旅順要塞の攻撃などに参加した。日露戦争を通じて同隊の戦没者は二二八七名を数える。¹⁵⁾

高知県全体において、日露戦争の戦没者がどのように慰霊されたのかについては、既に詳しく検討した。¹⁶⁾ここでは以下のようなことを明らかにした。すなわち、戦没者の遺骨は、善通寺の留守師団を経由し、高知の補充大隊に届けられる。遺族は、遺骨の下付か、陸軍墓地への埋葬のどちらかを選択することができた。そのほとんどは前者を選んだ。補充大隊で下げ渡された遺骨は、郷里に迎えられ、市町村の兵事会・婦人会による公葬が執行された後、忠魂墓地か家墓地に葬られた。

それでは、奥内村・月灘村において、戦没者慰霊はどのように行なわれたのか。以下に検討していこう。

表2にあるように、両村の日露戦争戦没者は五三名である。彼らの葬儀の大半は、記録がなく不詳である。ただし、そのうち三件は新聞史料によって概略が確認できる。

そのうちの 하나가、月灘村才角出身の陸軍歩兵少尉依岡喜代馬のものである。¹⁷⁾その葬儀は、一九〇五年三月二五日に「才角浜に於て」神式で執り行なわれた。「当日雨天なりしにも拘らず会葬者非常に多く祭典の執行遺族の礼拝知事郡長の吊詞代読各村兵事会其他各団体の吊詞朗読あり式を終」ったという。新聞紙上にはこの葬儀の広告が見える。¹⁸⁾名義は「月灘村兵事会」である。

二つ目は、同年八月八日に奥内村の弘見小学校を会場に執行された陸軍歩兵上等兵前田豊実の葬儀である。¹⁹⁾「会葬者一千余名にして奥内村長の式辞、神官の祭典、僧侶の読経に次て県知事、郡長、日本赤十字社支部長より村長、郵便局長、派出所巡査部長、小学校職員惣代、各団体代表者の吊詞あり遺族総代の謝辞を以て式を終」ったという。

三つ目は、同年九月六日に執行された、大浦地区出身「陸軍歩兵上等兵中野庫吉、松沢音次、同一等卒門田馬吉」の葬儀である。²⁰⁾これは、「古代の神祇式に依」って行なわれたという。会場は不明である。²¹⁾

事例が少なく、断定的なことはいえないが、県全体の状況を踏まえると、奥内村・月灘村における公葬については、以下のようにいうことができよう。両村も他の町村と同様に村に設立された軍事援護団体である兵事会・婦人会によって公葬が執行された。

しかし、その場所は出身地区であり、役場の所在地などの村の中心といふべき場所ではなかった。

さて、次に埋葬の状況について検討しよう。まず次のことを確認しておく。高知市朝倉に現存する陸軍墓地には、奥内・月灘両村の日露戦争戦没者は一人も葬られていない。²²⁾ 両村の遺族は皆、村内への埋葬を選んだのである。

高知県の日露戦争戦没者について記録した『日露戦役士佐武士鑑』(高知武揚協会、一九一六年)という書物がある(以下、『鑑』と略記)。同書は、日露戦争に従軍した高知県出身の兵士たちを顕彰するために編纂された。そこには、従軍者全員²³⁾について入営以降の経緯、戦地での戦歴などが叙されている。戦没者の項目には、死亡時の状況、葬儀の態様等についてある程度詳しく記されている。

両村の戦没者の埋葬先を『鑑』の記述を見ると、そのほとんどが郷里の村において「先塋ノ次ニ葬」られたとされ、忠魂墓地に葬られた、という記述はない。ここの記述に拠れば、日露戦争期に忠魂墓地は設置されなかったこととなる。しかし、これと異なることを示す史料もある。既に見た葬儀を報じる新聞記事である。才角の葬儀を報じる記事は、その末尾に、葬儀終了後「先塋の次に埋葬した」と記す。しかし、大浦の葬儀の記事は、「式を終りて殉難者共同墓地に埋葬したり」と結ばれている。弘見の葬儀も、「式を終り忠魂墓地へ埋葬」した、という。両地区には忠魂墓地が設置されていたと考えてよいだろう。

また、竜ヶ迫では日露戦争で二人が戦死した。二人の墓について、『鑑』は次のように述べる(二七一頁)。

部落は、この二忠霊の墓所を共同墓地の上段に構えた。その規模は現在よりもずっと狭かったけれども、背面と両脇に瓦葺白壁の塀を周らし、前面には石材の瑞垣を構えた荘厳な出来映えであった。

大正中期まで、前記二勇士の村葬に用いたという輿が二台とも塀の後ろに残っていて、小さな青や赤のガラス玉の付いた真鍮製の瓔珞²⁴⁾もまだ美しかった。

これが現在の忠魂墓地の起源であるという。『鑑』の記述が先のようなになった理由は判然としない。弘見・大浦・竜ヶ迫の事例から見て、才角を含め、他の地区にも忠魂墓地が成立していた可能性があると考ええる。

これまで見たように、奥内・月灘両村においても、戦没者慰霊において県下の他町村とほぼ同様の動向を示していた。ただし、葬儀が執行され、埋葬された場所は、それぞれの出身地区であった。

第三章 大正期から満州事変期の戦没者慰霊

本章では、日露戦争後より日中戦争勃発までの状況を見ていく。まず、この時期の戦没者について確認しておきたい。

前掲『幡多郡誌』には、奥内村の戦没者として「日独戦 海兵

曹一、シベリヤ出征 歩一、二」と記されている（二三二頁）。『名簿』によれば、「海兵曹」は竜ヶ迫の谷脇伝蔵、「歩一」（歩兵一等卒）は同じく竜ヶ迫の谷脇林と弘見の芝岡晴義である。表2を見るとさらに二名、一九二九年と三〇年の戦没者がいる。前者は弘見出身の人物（陸軍歩兵二等卒）で、「高知衛戍病院」で亡くなっている。後者は、柏島出身の人物（海軍二等機関兵）で、「佐世保海軍病院」で死去したという。

これら五名の葬儀については不明である。埋葬については、二名について『竜』に次の記述がある（二七一頁）。

大正四年（第一次世界大戦）谷脇伝蔵海軍二等兵曹が戦死、現在地に墓碑が建てられたが、大正十年には兵曹の甥、谷脇林一等兵がシベリアで戦死したので、悲しくも墓域は拡張の必要を生じた。

この後、墓地は西方向に拡張されたという。

この時期には、戦没者の慰霊祭が行なわれるようになる。まず、月灘村の状況を見よう。

一九一四年二月二八日の村会で、戦没者の慰霊祭が話題となった。村長は、本村では「未タ此等祭典ヲ執行シタルコトナシ」と述べた。また一議員は、「慰霊祭ハ是迄年々各部落ニ於テ施行シ来レリト思フ故ニ村ニ於テハ盛大ニ之ヲ行フ必要ヲ認め」ない、とする。

ところが、一七年二月二八日の村会では、戦没者の「慰霊祭ハ今後一層盛大ニ施行セシムル必要」があるとの一議員の発言を村

長を含めた全員で是認している。²⁶この頃から村としての慰霊祭が行なわれるようになった。

議文の月灘村関係簿冊には、一九一九年以降の各年度における同村の事務報告書が収められている。同報告書には「兵事ノ状況」という項目があり、徴兵検査や在郷軍人分会の状況等が記されている。

一九年の事務報告書には、「戦病死者ノ為メ十二月十四日樫ノ浦海浜ニ於テ盛大ナル慰霊祭ヲ執行セリ」とある。これ以降、毎年、慰霊祭が執り行なわれている。以下、一九二〇年以降の執行場所のみ列挙する。一九二一年「春遠部落」、二二年「姫ノ井部落」、二三年「小才角部落」、二四年「尾浦部落」、二五年「姫ノ井部落」、二六年「西泊部落」、二八年「周防形部落」、二九年「春遠部落」。すなわち、各地区持ち回りで慰霊祭を執行していたのである。

一九三〇年の慰霊祭の場所は「姫ノ井天満宮境内」、三二年は「姫ノ井忠魂堂」となっており、三三年以降は全て忠魂堂（忠魂社）となる。²⁸忠魂堂（社）が、村全体として「忠魂」を慰める施設として建設されたのであろう。墓地の他に、このような施設が設定されたことは大きな変化である。

奥内村ではどうであったか。一九一八年の事務報告の「兵事ノ状況」では、在郷軍人分会の事業が、戦没者の「慰霊祭ヲ執行スル位ニ止マ」るとされている。³⁰この年以降、記載がない。同村の予算関係書類を繰ると、一九二〇年代以降、「帝国在郷軍人会奥内村分会補助」の内訳に「戦歿軍人慰霊祭費補助」という文言が

見える。例えば、二三年度の「奥内村歳入歳出予算書」には、補助として「一名二付一円宛」「三十六名分」とある。³¹⁾三六名というのは、日清戦争からこの時点までの村全体の戦没者数である。

また、三三年度の「奥内村歳入歳出予算書」にもほぼ同様の文言があり、備考として「軍人病没者三十八名慰霊祭供物費一名分一円」と記されている。³²⁾村を単位とし、全戦没者を対象とする慰霊祭が、在郷軍人分会を主体とする形で執り行なわれていたのである。

依然として戦没者慰霊の主体は地区であったといえるが、村と単位とする動向も現れ始めたといえよう。

第四章 日中戦争期とアジア・太平洋戦争期

における戦没者慰霊

一九三七年七月、日中戦争が始まる。同年八月一日、四四連隊は高知の兵営を出発し、中国大陸へと出動する。三八年三月二六日に帰還するものの、同年一〇月八日には再び中国へ渡っている。³³⁾

四四連隊の出動以降、高知県出身者の戦没者が相次ぐ。日中戦争とアジア・太平洋戦争においては、日露戦争をはるかに超える夥しい数の戦没者が生じた。この時期の県全体における戦没者慰霊の状況についてはほとんど明らかになっていない。

満州事変期までの奥内・月灘両村における戦没者は六二名であ

り、その余の五二五名は全て一九三七年以降に生じている。以下、これらの人々はどのように慰霊されたのか、その動向を検討する。

まず、葬儀について見ていこう。日中戦争開始後、最初の葬儀は柏島出身の海軍三等兵曹島崎義治のものであった。³⁴⁾彼の遺骨は、一九三七年九月二四日朝、戦友一名と「近親者らに護られて」、「宿毛町片島埠頭に到着」した。「村長はじめ村有志たちの出迎へを受けて同日午前十時柏島の生家へ喪の凱旋を」した。また、翌月二日に「柏島小学校で村葬が執行される」と告知された。

日露戦争戦没者の遺骨が郷里へ戻る際、町村では、「恭迎式」と呼ばれる儀式などを行なって遺骨を迎えた。³⁵⁾この事例から、この時期にも遺骨が村民たちによって迎えられていたことが分かる。

また、議文の予算関係文書から、村吏が戦没者の遺骨を受け取りに出向いていたことがうかがえる。例えば、奥内村の一九三九年度「歳入歳出決算書」には、「支那事変費」の「雑給」中に「遺骨迎旅費」が挙げられている。これらのことより、遺骨の帰還の段階で、村が大きな役割を果たしていたことが分かる。ただし、これ以降の遺骨の帰還については、新聞報道にも議文にもほとんど記述がなく、その状況は不明である。

本章が扱う期間の新聞を見ると、県内各地で執行された戦没者の葬儀が非常に多く報じられている。ただし、詳細にその様子が報道されているのはごく一部であり、そのほとんどは日程・場所の告知のみであった。大月町における葬儀も、詳しくその状況を

確認できるものは僅かである。

まず、この時期の村葬について全般的な状況を確認しておく。表3は、月灘村で執行された村葬を年月日順に並べたものである。「出典」の「報告書」は、既出の「事務報告書」のことである。一九三九年版以降の各年版の「事務報告書」には、その年に執行された村葬の月日が記されている。例えば、三九年の報告書には「十一月十四日中支ニ於ケル軍属戦病死者ノ村葬ヲ営」んだ、とある。表3は「報告書」の記載と新聞史料の情報とを合して作成したものである。

議文に所収されている月灘村の予算関係文書を見ていくと、この時期には村から「村葬費」が支出されていたことが分かる。一九四〇年度及び四二年度から四五年度までの「歳入歳出決算書」には、当該年度に何人分の村葬費用を支出したかが記載されている。表にはその人員を挿入してある。

「墓碑」の欄は、葬儀の対象者の墓が現存するかどうかである。例えば、「1」の村葬では小才角出身者一名の葬儀が執行され、その人物の墓が同地区の忠魂墓地に現存する、の意である。「2」の村葬では、三名の墓碑がそれぞれの地区の忠魂墓地に現存していることを示す。空欄は墓碑が確認できないことを意味する。

表4は、奥内村の村葬を表にしたものである。一次史料を見出せなかったため、新聞史料のみに依拠している。すなわち、葬儀について掲載され、かつ掲載された記事が残存している、という二つの条件をクリアしたものが記されている。月灘村のもの

〔表3〕 日中戦争期以降の村葬 一月灘村一

番号	年	月	日	場所	人員	対象者出身地	墓碑	出典
1	1937	12	5	小才角小学校	1	小才角	小才角	『高』37/12/4
2	1938	3	13	姫ノ井小学校	4	姫ノ井・春遠2・周防形	春遠2・周防形	『朝』38/3/9・『高』38/3/12
3	1939	11	14	豊浦広小路	1	大浦	大浦	『朝』39/11/14・「報告」
4	1940	11	26					「報告」
5	1941	1	15	姫ノ井小学校	2	小才角	小才角	『朝』41/1/14・「報告」
※1940年度 4名分の村葬費								
6		9	15					「報告」
7	1942	4	11	樫西国民学校	1	樫ノ浦		『高』42/4/8・16・『朝』42/4/9・「報告」
8		9	20					「報告」
9	1943	1	25	月灘国民学校	1	大浦（新聞史料では才角）		『高』43/1/16・「報告」
10		3	29	姫ノ井国民学校	3	姫ノ井・才角・不明	才角	『高』43/3/25・『朝』43/3/26日・「報告」
※1942年度 2名分の村葬費								
11		10	3	月灘国民学校	1	大浦	大浦	『高』43/9/28・「報告」
12		12	25	姫ノ井国民学校	4	周防形・大浦・小才角2	周防形・大浦・小才角2	『高』43/12/18・「報告」
※1943年度 5名分の村葬費								
13	1944	5	16	姫ノ井国民学校	6	周防形・才角2・小才角	周防形・才角2・小才角	『高』44/5/10・「報告」
14		11	24	姫ノ井国民学校	7	姫ノ井2・西泊2・大浦2	西泊2・大浦2	『高』44/11/19・「報告」
※1944年度 13名分の村葬費								
15	1945	6	5					「報告」
16		6	6					「報告」
17		12	20					「報告」
※1945年 27名分の村葬費								

※「報告」は「事務報告書」の略記。『高』は『高知新聞』の略記（以下、同じ）。

よりも、未確認の葬儀が多いと思われる。

奥内村においても村葬費を村の予算から支出していたことが分かる。同村の一九三九年度「歳入歳出決算書」によれば、同年度の「支那事变費」中の「弔祭慰籍費」より「戦死者葬儀費二名分」が支出されている。

この時期の高知県下における戦没者の葬儀は、日露戦争時のように軍事援護団体によるものではなく、市町村が直接に運営する形態を採った。月灘・奥内両村も例外ではなく、村葬として葬儀が営まれていた。予算の面から見ても、文字通りの村葬であった。

他の町村と異なる特徴もある。この局面でも各地区が重要な役割を果たしていることである。表3・4に明らかのように、村葬という形式を採りながら、その会場は被葬者の出身地区に設定される⁽¹⁾ことが多かった。

両村の村葬は、対象戦没者の出身地区の尋常小学校(四一年以降は国民学校)で執行されることが原則であったと考えられる。ただし、時期が下るにしたがって変化が生じていることも見逃せない。月灘村では、太平洋戦争勃発後、月灘国民学校(才角に所在)⁽²⁾・姫ノ井国民学校の二校で執行される傾向が強まっている。

四四年以降には後者のみに限定されていた可能性が高い。

奥内村は、この時期を通じ、一切小学校(国民学校)で六件、中央六件、安満地五件、弘見二一件、柏島七件、橋浦四件、竜ヶ迫二件の村葬が確認できる。一九四二年末頃より、弘見・中央・柏島の各国民学校以外での執行は見られなくなる。異なる出身地

区の戦没者の葬儀を、まとめて執行するようになっていたのである。

終戦後の一九四五年一〇月一二日に開催された奥内村会に、「協議事項 村葬執行ノ件」が付議されている⁽³⁾。そこでは、「村葬ハ各校下毎ニ、宗旨ハ関係者ノ宗旨ニヨリ村当局ニ於テ決定ス、供物ノ数其ノ他ハ村葬委員長ニ於テ決定、と決定されている。「各校下毎」が元来の原則で、戦後に至り本来のあり方に戻ったように思えるが、詳細は不明である。

次に、村葬の執行のあり方を概観する。まず、一九三八年四月一日に弘見で執行された砲兵上等兵安田秋春の村葬を見よう⁽⁴⁾。

安田秋春君の村葬は仏式によつて去る十一日午後一時より弘見小学校で厳粛盛大に執行、これより先正午遺骨は分会旗を先頭に郷軍に護られ、祭主安岡村長、喪主安田秋子⁽⁵⁾、近親者、小学校職員児童国婦等多数列を正して生家を出で葬儀場に到着、かくて定刻仏式にて祭式を開始し知事代理宮口県視学、北代第〇〇師管下郷軍分会代表、宮崎奥内村分会長、楠目教育後援会長、国婦代表楠目女史赤十字代理西尾女史その他各代表が恭しく弔辞を捧げ依光代議士等多数の弔電を朗読し祭主安岡村長の挨拶、遺族安田兼春氏の謝辞⁽⁶⁾て三時閉式、かくて葬列を正して校門を出⁽⁷⁾。忠魂墓地に埋葬、英霊は永久に国の鎮めとなつた当日の会葬者無慮数千名忠霊に注ぐ村民の熱情が偲ばれたのであつた

次に見るのは、一九四二年四月一日に執り行なわれた樫ノ浦

高知県大月町における戦没者慰霊の歴史（小幡）

〔表4〕 日中戦争期以降の村葬 一奥内村一

番号	年	月	日	場所	人員	対象者出身地	墓碑	出典
1	1937	10	2	柏島小学校	1	柏島	柏島	『朝』37/9/26・29
2		10	19		1	弘見	弘見	『朝』37/10/17・『高』37/10/17・19
3		10	25	竜ヶ迫小学校	1	竜ヶ迫	竜ヶ迫	『朝』37/10/21・26・『高』37/10/23・24
4		11	24	橋浦小学校	1	橋浦		『高』37/11/19
5		11	25	安満地小学校	1	安満地	安満地	『高』37/11/19
6		11	28	橋浦小学校	1	橋浦		『朝』37/11/24
7		11	29	安満地小学校	1	安満地		『朝』37/11/24
8	1938	2	18	柏島小学校	1	柏島	柏島	『朝』38/2/17
9		3	10	一切小学校	1	一切		『朝』38/3/8・『高』38/3/5
10		3	11	安満地小学校	2	安満地2	安満地2	『朝』38/3/8・『高』38/3/5
11		3	12	弘見小学校	2	弘見2	弘見	『朝』38/3/8・『高』38/3/5
12		4	11	弘見小学校	1	弘見	弘見	『朝』38/4/10・『高』38/4/8・19
13		4	17	一切小学校	1	一切		『朝』38/4/17・『高』38/4/16
14		5	21	一切小学校	1	一切	一切	『朝』38/5/20
15		10	10	柏島小学校	1	柏島	柏島	『朝』38/10/9・『高』38/10/7
16	1939	11	7	一切小学校	1	一切		『高知日日新聞』39/11/4
17	1940	3	14	弘見小学校	1	弘見	弘見	『朝』40/3/14
18	1941	7	13	弘見国民学校	2	弘見2	弘見	『朝』41/7/9
19		12	15	安満地国民学校	1	安満地	安満地	『高』41/12/9
20		12	20	竜ヶ迫国民学校	1	竜ヶ迫	竜ヶ迫	『高』41/12/9・14
21		12	22	安満地国民学校	1	安満地		『高』41/12/14
22	1942	2	7	弘見国民学校	1	弘見	弘見	『高』42/2/3・『朝』42/2/5
23		3	4	中央国民学校	1	頭集	頭集	『朝』42/2/24
24		3	19	橋浦国民学校	1	橋浦		『高』42/3/17
25		5	5	一切国民学校	2	一切2		『朝』42/4/27・『高』42/4/27
26		5	22	弘見国民学校	2	弘見・銚土	銚土	『朝』42/5/16・『高』42/5/16
27		7	11	弘見国民学校	1	弘見		『朝』42/7/7
28		10	3	中央国民学校	2	頭集・平山	頭集・平山	『高』42/10/1
29		11	20	橋浦国民学校	1	橋浦		『朝』42/11/11
30		11	25	柏島国民学校	1	柏島	柏島	『高』42/11/21
31		12	18	一切国民学校	1	一切		『高』42/12/11
32		12	21	弘見国民学校	2	弘見2		『高』42/12/11
33		12	24	中央国民学校	2	平山2	平山2	『朝』42/12/23・『高』42/12/11
34		12	26	弘見国民学校	2	弘見2		『朝』42/12/23・『高』42/12/21
35	1943	4	13	柏島国民学校	2	柏島2		『高』43/4/9
36		4	20	中央国民学校	1	平山	平山	『高』43/4/9
37		12	7	柏島国民学校	8	一切3・平山4・不明1	一切2	『高』43/12/7
38		12	11	中央国民学校	6	平山3・古満目3	平山3	『朝』43/12/10・『高』43/12/7
39		12	12	弘見国民学校	4	弘見2・芳ノ沢・清王	芳ノ沢・清王	『高』43/12/7
40	1944	3	27	弘見国民学校	6	弘見2・芳ノ沢・竜ヶ迫	芳ノ沢2	『高』44/3/11
41		3	28	中央国民学校	5	栗廻・古満目2・安満地	安満地・頭集	『高』44/3/11
42		3	29	柏島国民学校	3	一切・柏島2		『高』44/3/11

出身陸軍伍長岡林達男のものである。¹⁵⁾ 檜西国民学校を会場として行なわれた村葬は次のような様子であったという。

高知県知事、宿毛警察署長、清水宮林署長、高知武揚協会会長（以上代理）を初め村内国民学校職員、児童、各種団体その他一般有志七百余名参列、葬儀執行委員長杉村助役開式の辞と共に神式を以て型の如く祭典を執り行ひ、祭主米花村長の祭詞朗読、遺族並に親戚側の玉串奉奠、来賓及び一般参列者物代の弔詞礼拝を終り、次いで遺族代表及び祭主の挨拶あり、杉村助役の謝辞と、閉式の辞を以て式典終了

斯くて英霊は多数の会葬者に護られて忠魂墓地に至り、永へに輝く護国の神と鎮まつた

どちらの村葬でも、村長が祭主を務めている。村役場が葬儀を取り仕切ったのである。県知事をはじめ国・地方の機関の代表者の弔辞が読み上げられていること、学校の教師や児童、在郷軍人会、婦人団体などを始めとして多くの村民が参列していることが特徴的である。

これまでの研究で、忠魂墓地のある市町村で公葬が執行された場合、葬儀の後に同墓地への埋葬が行なわれる場合が多いことを指摘した。¹⁶⁾ ここに見た弘見・檜西の村葬においても、葬儀の後の忠魂墓地への埋葬で一連の儀式が終結している。他の地区においても、同様であったと推測できよう。

次に、この時期の忠魂墓地について検討する。先に見た檜西の事例より、檜西の忠魂墓地が、一九四二年の時点で成立していた

ことが判る。既に述べた通り、弘見の同墓地は日露戦争期に設置されていたと考えられる。

『竜』には、一九三七年八月三日に上海方面で戦死した人物の墓が忠魂墓地に建てられたことが記されている（二七二頁）。この時期にも、竜ヶ迫地区の忠魂墓地への埋葬が続いていた。

また、次のような事例もある。以下に、「初の戦死者出づ 幡多郡奥内村鉦土」（『朝』一九四二年一月二九日）を全文引用する。

幡多郡奥内村鉦土は五十戸ばかりの聚落だが伝統的に信仰の部落として知られ事変このかた国防婦人会、部落民が毎日二人づつの交替で十数町の山頂に鎮座の大洞神社に日参して出征軍人の武運長久祈願をつづけてゐるが、同地では日清日露の役にも一人の戦死者を出さず今度の事変ではじめて護国の人柱となつた浜田進伍長が無言の凱旋をしたので部落では早速三百円を醸出し労力は全戸奉仕で二ツ石県道添ひの景勝地に忠魂墓地を建設、毎日英霊に感謝の祈りをささげてゐる¹⁷⁾

すなわち、鉦土地区の忠魂墓地は、地区から初めて戦死者を出したことを契機として、四一年に設置されたのである。戦死者のために地区の忠魂墓地が必要であるという認識が広く定着していたことが分かる。また、墓地の設置そのものが、地区が戦争へ協力する姿勢を顕彰する美談として語られていることも指摘できる。

この事例から、設置年がはっきりしない他の忠魂墓地、とくに

日露戦争の戦没者がいない地区のものは、日中戦争期以降の時期に設置された可能性が高いのではないかと推測される。

さて、次に墓地の整備・拡張の事例を見る。以下に、「奥内村の汗の奉仕」（朝）一九三八年一〇月二八日）を全文引く。⁶⁸

幡多郡奥内村教育会の決議による勤労奉仕作業実施のトップを切つて同村東部班（弘見、芳の沢、橘浦、竜ヶ迫）四校男女職員に吏員、信組幹部、駐在巡查も参加し、秋晴れの休日午前九時弘見忠魂墓地に集合、英霊に黙祷を捧げたのち一斉に作業を開始し

男子部は埋立、花壇造築などに女子部は墓地の清掃に専き汗の奉仕をなし午餐は全員日の丸弁当で午後四時作業を終了墓地はために面目を一新し遺族たちからいたく感謝されてゐる

これまで見てきたように、弘見の忠魂墓地は地区のものであって、「奥内村の墓地」ではない。ここでは、教員・公吏が地区を越えて、弘見忠魂墓地を整備しているのである。また、この作業も美談として報じられている。忠魂墓地という存在に、これまでに象徴的な意味が持たされているといえよう。

さて、この事例以外に忠魂墓地の整備や改修を示す史料を見出すことはできなかった。しかし、戦没者の激増という事態と、忠魂墓地の戦没者を顕彰する性格が強調されるといふ趨勢の中で、墓地の整備・改修、あるいは新設が行なわれていったのではないかと考えている。一章で述べたように、小才角の忠魂墓地には一

九三八年と記してある忠魂碑が、才角の同墓地には四三年三月と刻まれた記念碑がそれぞれ現存する。これらも、何らかの整備・改修が行なわれたことを示す痕跡なのではなからうか。

ともあれ、この時期において、各地区の忠魂墓地は戦没者慰霊の場としてそれまで以上に強い存在感を示していたと言い得よう。

最後に、この時期の慰霊祭について若干述べておく。月灘村においては、それ以前と同様に年に一度、姫ノ井忠魂社において慰霊祭を執行している。⁶⁹詳細は不明である。

奥内村では、一九四〇・四一年度の予算に、慰霊祭の経費を計上し、対象として日清戦争以来の戦没者の人員を記している。⁷⁰それ以後についてははっきりしない。

第五章 戦後から現代までの戦没者慰霊

本章では、アジア・太平洋戦争の終結が国民に伝えられた一九四五年八月一日から現在にいたるまでの戦没者慰霊について述べる。便宜上「終戦」で区切ったが、その時点で戦没者が生じなくなつたわけではもちろんない。また、たとえ「終戦」以前の死亡であっても、それが遺族に伝えられ、遺骨等が手許に届くまでには相応の時間がかかったはずである。戦没者の葬儀・埋葬は、終戦後も続いていく。

しかしながら、終戦後の葬儀をめぐる動向はほとんど知ること

ができない。新聞報道は全くない。年月日がはっきりしている葬儀は表三の「一七」のみである。

一九四五年一〇月二日の奥内村会で「村葬執行ノ件」が決議されたことは既に述べた。また、奥内村においては、戦後も村から村葬費が支出されていた。同村の一九四六年度「歳入歳出決算書」を見ると、「終戦処理費」中の「祭祀費」より村葬費が支出されている。⁵²少なくとも、四六年には、村葬が執行されていた。しかし、一九四七年以降数年にわたり、戦没者慰霊をめぐる動向が見られなくなる。

一九四六年一月、GHQの意を受けた政府は、通牒「公葬等について」を発した。これにより、戦没者の公葬が禁止され、忠霊塔・忠魂碑等の建碑が禁止された。⁵³その詳細については今後の課題とせざるを得ないが、この通牒が高知県下の動向に対しても大きな影響を与えたであろうことが想定できる。

戦没者慰霊をめぐる動きが再び見られるようになるのは一九五四年頃からである。五二年四月に対日講和条約が発効し、占領が終結したことによるのだろうか。

この頃、遺族会が発足し、活動を始める。奥内村の遺族会は次のように発足した。⁵⁴

終戦直後より「大内地区（当時奥内村）遺族会」の結成ということで、幾度となく各部落の遺族代表者が集い話し合う場がもたれたが、本地区は二十五集落あり、しかも点在しており、当時の交通事情は悪く、海岸地域は道路は殆んど開通し

てなく陸の孤島と称され巡航船が唯一の交通機関、また陸上交通といってもバスは運行しておらず歩行と自転車程度のもので、そのような状況の中で再三にわたる会合も出席者は少なくて遺族会の結成は至難であったが、昭和二十六年十月七日ようやくやくにして遺族会長、副会長、地区評議員等の役員の決定をし、遺族会を結成し発足をみたのである。

月灘村においては、遅くとも一九五一年一〇月には遺族会が成立していた。⁵⁵

一九五四年九月に、大内町遺族会は「大内町戦没者の納骨堂を建立して下さる件」につき、可能な範囲で協力したいと決議した。また、同年一二月には、「大内町旧復員軍人」の「代表」より「大内町内四百有余の戦没者に慰霊の途を講ずべく是に対し町費の助成方を懇請」する陳情がなされている。⁵⁶

ところで、各忠魂墓地にある墓のうち、墓石に建立年月日が見られているものはごく僅かである。よって、ほとんどの墓はいつ建てられたものなのかははっきりしない。アジア・太平洋戦争末期の戦没者の墓は、その多くが戦後に建てられたものであると考えられる。

合併前の両村では、戦没者の墓の建立に補助金が支出されていた。月灘村では、一九五五年三月の村議会でこの件が話題になった。⁵⁷助役は、五四年度予算より戦没者遺族への「墓の建碑補助」を出した、とする。また、村長は墓石の「規格を統一したい」と発言している。実際に、五四年から三ヶ年にわたって予算に「戦

没者石碑建立補助」が組まれている。⁶⁸⁾

大内町においても同様の措置が執られたようである。五六年度「決算書」には「戦病死者石碑補助」の費目がある。

第一章で述べたように、大月町内には五基の忠霊塔が存する。

そのうち四基は、一九五五年から五七年にかけて建設されている。次に、これらの忠霊塔の建設の経緯について検討しよう。

竜ヶ迫の忠霊塔は一九五五年に建てられた（月日不明）。忠霊塔に刻まれている氏名と、墓碑の氏名が重ならないことは既に述べた。『竜』によれば、忠霊塔には、個人墓を建てることができなかつた人々の遺骨を納めたという（二七二頁）。

橘浦の忠霊塔も、五五年の建立である。同年八月三十一日に除幕式が執行された。⁶⁹⁾ 工費は「四十五万円」であつたという。同年三月の大内町議会では「橘浦忠霊塔建設に関する陳情」が議題となっている。⁷⁰⁾ 補助金を求めたものと推定される。尚、この時まで同地区にも忠魂墓地があつたが、忠霊塔の建設にともない墓を撤去したのだという。⁷²⁾

柏島の忠霊塔には、一九五六年一二月の建設と記されている。竜ヶ迫と同様に、墓碑を建てることのできなかつた戦没者の遺骨を納めたものと推定される。

弘見の忠霊塔には、一九五七年二月竣工と刻まれている。史料に、同塔建設の動きが見られ始めるのは五五年三月である。この時の町議会では、「弘見に忠霊塔建設の件」が議題になつている。⁷³⁾

五六年六月には、同町議会議員二名より議長へ「忠霊塔建設の

件」と題する提案がなされた。⁷⁴⁾ 「昭和三十年年度及三十一年度に建設され又は建設されんとしておる忠霊塔に対して町は之に応分の助成を協議されんことを提案す」（全文）るものであつた。

同年一月、弘見遺族会において「予算百二十万円で忠霊塔を建設すること」を決定した。⁷⁵⁾ 五七年三月に忠霊塔が完成し、同月二日に除幕式が行なわれた。⁷⁶⁾ これを報じる記事には、「工費八十五万円（内町補助十万円）」とある。町から一定の補助がなされたのである。

これまで見た四基の忠霊塔はいずれも集合墓の性格を有しており、同塔本来のあり方を踏まえたものであつた。また、弘見の忠霊塔と同様に、他の地区においても建設主体は地区の遺族会であつたと考えられる。町村も関わっているものの、金銭的な援助に止まつていた。

残る一つは姫ノ井の忠霊塔である。同塔は一九七七年に月灘村遺族会によつて建てられている。⁷⁸⁾ 注意したいのは、建設主体が「月灘村遺族会」であり姫ノ井地区のそれではないという点である。⁷⁹⁾ 改めて、この場所を旧村全体の慰霊の場としたのであろう。また、遺骨が納められたかどうかは不明だが、一九五〇年代半ばに建てられた忠霊塔と比べ、納骨施設としての性格が薄れ、モニュメントとしての性格が濃いものとなつたと指摘できよう。

また、一九五〇年代半ば頃より、戦没者慰霊祭も行なわれるようになった。そのころより、大内町・月灘村、そして大月町の予算関係文書には、慰霊祭の費目が見られる。例えば、一九六六年

度の「大月町一般会計予算書」^⑩には、「民生費」の「社会福祉費」の費目に「慰霊祭」がある。注目されるのは、その細目に「旧大内」「旧月灘」の別に金額が記されていることである。慰霊祭は旧村毎に行なわれており、町からの補助金も区別して支出されていた。

慰霊祭執行の詳細は判然としない。以下、概略のみ確認しておく。一九五九年四月二日、「弘見小で大内地区の戦没者慰霊祭」が行なわれた。^⑪六三年一月には大内地区遺族会が弘見中学校で「日清戦争以来の戦没者三百四十七柱の合同慰霊祭を行なった」。^⑫また、七九年一月には月灘地区遺族会が「姫ノ井の忠霊塔前広場で、戦没者の慰霊祭」を行なっている。^⑬慰霊祭の執行主体は大内町・月灘村の遺族会であり、それぞれ弘見・姫ノ井を会場とした。^⑭

慰霊祭を町主催で執行すべきだ、との声もあったようである。

一九六四年三月二八日の町議会では、一議員より「町が主催で執行されたい」との要望が示された。これに対し町長は、承諾の旨を答えている。^⑮しかし、この後もそれまで通りに執行される。一九六八年には、より宗教色の薄い追悼式という名称に変更となっている。^⑯

一九九五年に、二箇所に分かれた追悼式を取り止め、大月町戦没者追悼式となった。^⑰その後、現在に至るまで、年に一度、町主催の戦没者追悼式が弘見で開催されている。

最後に、再び忠魂墓地について見よう。第一章で見たように、

現在の忠魂墓地には墓碑を撤去した跡が多く見られる。遺族らによって他へ移動されたものと推測される。

二〇〇八年八月二三日の『高』に「古満目遺族会が戦没慰霊碑を建立 大月町」との記事が掲載されている。古満目遺族会が、「日露戦争以降に戦死した同地区出身者二十九人の慰霊碑を同地区の閑寿寺に建立」したことを報じたものである。「同地区にはこれまで戦没者の忠魂墓地があったが、集落から離れており、坂道もあることから、高齢化が進む遺族には年々行きづらくなつたため、別の場所に慰霊碑を建立したのだという。

既に見たように、古満目の忠魂墓地にはほとんど墓碑がない。つまり、慰霊碑を建てることにより、同墓地の墓を撤去したと考えられる。慰霊碑のある閑寿寺の背後にある斜面は墓地となっている。その家墓地を見ていくと、かつて忠魂墓地にあったと目される竿石を見出すことができる。忠魂墓地の一部の墓は、家墓地に「帰還」したのである。

また、慰霊碑には戦没者の氏名が記してある。しかし、文字通りの「碑」であり、納骨施設はない。忠霊塔とはその性格を異にするのである。

戦争の終結から時を経て、戦争の記憶は次第に薄れていく。戦没者の死も、個別的・具体的なものから、抽象的なものへと変わっていく。それに伴い、より生活実態に近い単位である各地区から行政単位である町へと戦没者慰霊の主体が少しずつ移っていったのであろう。また、忠魂墓地も少しずつ変化し、「碑」というモニュ

メントに祭られるようになったり、家墓地へ葬られることになった。このような趨勢は今後も進んでいくのであろう。

おわりに

本文では、大月町における戦没者慰霊のあり方の変遷を、日清戦争期から現代に至るまで見てきた。未解明の部分も多く残るとはいえ、概略は描けたのではなからうか。

大月町における戦没者慰霊の特徴について簡略にまとめておく。まず、この局面において明治初頭に「村」であった地区が大きな役割を担っていたことが指摘されよう。それは、忠魂墓地の設置と維持に最もよく現れている。また、戦没者の公葬も、地区を主たる単位として執行された。

もう一点は、忠魂墓地の重要性である。高知県下に現存する戦没者慰霊施設は多様である。どんな施設に重きを置いてきたかという点についても、各市町村や地区においてそれぞれ異なる。大月町域においては、戦没者慰霊において、地区の忠魂墓地に葬ることをとくに重要視していたのである。

後に移動したり、忠霊塔等に祭られたりしたものを視野に入れると、戦後において忠霊塔に直接納められた遺骨を除き、かつて同町の戦没者のほとんどが地区の忠魂墓地に葬られていた。この点からも、同町における忠魂墓地の重要性が分かる。

ところで、表一に示したように、高度経済成長期以降、同町の

人口は減少し続け、現在では日露戦争前の奥内村よりも少ない。このような状況の下、各地区の役割にも変化が生じているのではなからうか。

二〇〇八年度をもって町内の全小学校（弘見・樫西・中央・姫ノ井・一切・橋浦・周防形・柏島・月灘の各小学校）が閉校し、〇九年度に大月小学校が新設された。¹⁸⁾このことに示されているように、各地区の役割の重要性は少しずつ低下しているのであろう。忠魂墓地という慰霊施設を残しつつも、追悼式のような儀式は町の中央で行政主導によって行なわれるようになっていくこともその現れといえよう。

最後に、今後の課題について記し、本稿の叙述を終えたい。本稿の事例と検討を活かしていくため、今後の課題として二つの方向を考えている。一つは、より「内側」へと向かうもの、もう一つは「外側」へ向かうものである。

前者は、大月町内の動向のさらなる考究である。本稿においては、戦没者慰霊の時代的変遷を描くことに重点を置いた。そのため、それ以外の局面についてほとんど触れることができなかった。村による兵事行政や、在郷軍人会の動向など、「軍・戦争と大月町」に関して明らかにすべきことはまだ多い。

本稿で検討した戦没者たちについて、彼らの死以前の状況について考える必要もあるだろう。戦没場所の他、その経緯等が記されている戦没者墓碑も多い。それらの記述を読み解き、兵士一人一人が置かれていた状況について探究する必要がある。「兵士た

「ち」を含めた大月町の人々の動向を視野に入れ、さらに広く深い検討を行なう必要がある。

もう一つは、本稿に示した事例を、高知県、さらには全国的な動向の中に位置付けていくことである。本稿によって、一つの事例が明らかになったが、県全体の状況はまだまだ不分明である。近代高知における戦没者慰霊の全体像を描く努力を続けていかなければならないと考えている。

また、全国の動向と比較し、その中高知のあり方を位置付ける必要があることはいうまでもない。現在も、高知県の戦没者慰霊の普遍性、あるいは特殊性については、まだよくわからない。この点についても、考究を続けたい。

註

- (1) 『広辞苑 第六版』は、「戦没」の意を「戦場で死ぬこと。戦死・戦傷死および戦病死の総称。」としている。本稿では、「戦没」をこの語義で使う。よって、「戦没者」は「戦争が原因で死亡した兵士」を示す。
- (2) 拙稿「高知県における日露戦争戦没者慰霊」（高知大学人文学部「臨海地域における戦争と海洋政策の比較研究」研究班編著『臨海地域における戦争・交流・海洋政策』リール出版、二〇一一年）所収。
- (3) 拙稿「高知市による戦死者慰霊——忠霊塔の建設（一九四一年）を中心に——」（『海南史学』四四号、二〇〇六年）・同「高知県高岡郡北原村における戦没者慰霊——忠魂墓地の設置から忠霊塔の建設まで——」（『海南史学』四八号、二〇一〇年）。

(4) 日中戦争期からアジア・太平洋戦争期の状況を検討した別稿を準備している。

(5) 高知県市町村合併史編纂委員会編『高知県市町村合併史』（高知県、一九七四年）、八五五～八六七頁による。以下、同じ。

(6) 「明治二十五年一月末 明治廿六年十二月三至ル 村会議事録 第式号 奥内村役場」（大月町議会所蔵文書。以下、議文と略記する）。

(7) 先行研究については、前掲各拙稿を参照いただきたい。

(8) 四四〇、四四六・四四七、四五六～四七九頁。

(9) 同前、四五五頁。尚、『大内町史』は、一九五七年に大内町史編纂委員会により発行されており、中田八束著である。

(10) これから述べるように、忠魂墓地の墓は「動く」場合がある。そのため、各墓地の調査をいつ行なったかを明確にしておく必要がある。以下、地区名と調査年月日を記しておく。

弘見（二〇一二年一月三日・四月二十五日、二三年一月二日）、竜ヶ迫・一切（二〇一二年一月三日）、姫ノ井（同年同月一四日）、橋浦・柏島・平山・銚土（同年二月一六日）、春遠・清玉（同年四月二十五日）、泊浦・頭集・古満目・安満地・周防形・榎西・小才角（二〇一三年九月一四日）、添ノ川（同年同月二五日）、芳ノ沢・赤泊（同年一〇月二日）、才角・大浦（同年同月二三日）。

(11) 大月町の東に位置する宿毛市出身の政治家（一八八九～一九六〇）。衆議院議長・副総理等を歴任（『高知県人名事典 新版』高知新聞社、一九九九年、六五四頁）。

(12) 同墓誌に記されている人物のうち、「昭和二十一年四月十一日」に「柏

島」で亡くなったとされる人物の名のみが「名簿」にない。

(13) 一九七三年の復刻版(名著出版)を使用した。

(14) 同書、二二五―二二七頁。

(15) 歩兵第四連隊編『連隊歴史』(同隊、一九三六年改訂増補版(初版は一九二九年)、一六頁。

尚、『明治三十八年 高知県統計書』(高知県、一九〇七年)によれば

県全体の日露戦争戦没者は二五三七名である。また、前掲『幡多郡誌』

によれば、幡多郡では四五三人が亡くなっている(三二五頁)。

(16) 註二に同じ。

(17) 『依岡少尉の葬儀』(『土陽新聞』(以下、『土』と略記)一九〇五年四月五日)。以下、同記事による。

(18) 『土』同年三月二日。

(19) 『奥内村弘見葬儀』(『土』同年九月二五日)。

(20) 『月灘村戦死者葬儀』(『土』同年九月二二日)。

(21) これら三件の葬儀の対象となった五名の墓は全て現存している。

(22) 同墓地については、高知大学文学部「臨海地域における戦争と海洋政策の比較研究」研究班編『高知朝倉陸軍墓地調査報告書』(同研究班、二〇〇七年)・拙稿「高知朝倉陸軍墓地について―日露戦争期の動向を中心に―」(高知大学文学部人間文化学科『人文科学研究』一四号、二〇〇七年)を参照のこと。

(23) ただし、特務曹長以下の階級の者のみが対象とされており、将校は掲載されていない。よって、前述した才角の依岡は記載がない。

(24) 「名簿」では「柴岡春義」となっている。ここでは墓碑の表記に従っ

た。

また、前掲『連隊歴史』の「第五章 忠勇美談」「西伯利派遣」では、谷脇・芝岡がともに取り上げられ(三七・三八頁)、戦死の状況が記されている。

(25) 『明治四十五年七月改 会議録 月灘村役場』(議文)。

(26) 同前。

(27) 「大正七年以降 会議録 月灘村」。尚、この「戦病死者」は、「戦死者と戦病死者」の意である。

(28) 「大正七年以降 会議録 月灘村」・「大正十五年以降 村会議案及議決書」・「大正十五年以降 村会議録 月灘村」・「昭和五年以降 村会議案及議決書 月灘村役場」所収の各年度「事務報告書」。

(29) 現在忠霊塔がある場所に当たるとは考えられていないが、不明である。また、一九三六年に「姫ノ井忠魂社」となり(昭和十年以降

会議録 月灘村)(議文)、それ以降も「忠魂社」と表記されている。

(30) 「自大正八年至大正十四年 村会議事録綴」(議文)。

(31) 「自大正十一年度至昭和二年度 村会議事録綴」(議文)。

(32) 「昭和八年議事録綴」(同前)。

(33) 歩兵第四十四連隊『連隊歴史 卷二』・『連隊歴史 卷三』(高知県立歴史民俗資料館所蔵)による。

(34) 「島崎三等兵曹 遺骨喪の凱旋」(『大阪朝日新聞(高知版)』一九三七年九月二六日)。以下、同じ。以下では同紙及び『朝日新聞(高知版)』(一九四〇年九月)を「朝」と表記する。

(35) 註二に同じ。

- (36) 「昭和十六年度議事関係書類 予算、決算、議事録」(議文、所収。月灘村のものにも同様の記述が見られる。
- (37) 「昭和十四年以降 会議録 月灘村」・「昭和十九年以降 会議録 月灘村」(議文)のそれぞれに所収。
- (38) 前掲「昭和十四年以降 会議録」・「昭和十九年以降 会議録 月灘村」所収。
- (39) 註三六に同じ。
- (40) 詳細は、別稿(註四)で論ずる予定である。
- (41) 前掲『大月町史』、二二五九頁。
- (42) 古満目・頭集・平山を校区とする(同前、二二五六頁)。
- (43) 「昭和二十年二月 村会々議録 奥内村役場」(議文)。
- (44) 「英霊永へに眠る 参列者数千名 奥内村葬盛儀を極む 安田上等兵の爲め」(「高」同年四月一九日)。表四の「二二」は判読不明の文字を意味する。
- (45) 「公葬盛大に執行 英霊永へに神鎮る 月灘村」(「高」一九四二年四月二六日)。表三の「七」。
- (46) 註二・三の拙稿を参照。
- (47) 記事にある「浜田進」は、「岡田進」の誤りだと考えられる。「名簿」によれば、一九四〇年一〇月一五日に安徽省宿県病院で亡くなっている。墓も現存する。
- (48) 同日付の「高」にも同様の記事がある(「奥内村教員団 勤労奉仕作業 忠魂墓地改修」)。
- (49) 「昭和十年以降 会議録 月灘村」・前掲「昭和十四年度以降 会議録」・前掲「昭和十九年以降 会議録」(議文)に所収の各年度「事務報告書」による。
- (50) 一九四〇年度「奥内村歳入出(追加) 予算 更正」・四一年度「奥内村歳入歳出予算書」(前掲「昭和十六年度議事関係書類 予算、決算、議事録」(議文、所収)。
- (51) 註四三に同じ。
- (52) 月灘村においても村葬への支出があったようである。一九四六年度の「月灘村歳入歳出予算書」(前掲「昭和十九年以降 会議録」所収)には、「戦時特別費」中の「祭祀費」に「村葬其他吊慰籍費」の項目がある。
- (53) 大原康男「神道指令の研究」(原書房、一九九三年)、五・六章による。
- (54) 三十五周年誌編纂委員会編『高知県遺族会三十五年の歩み』(高知県遺族会、一九八五年)、三七五頁。
- (55) この月、遺族会から村議会議長に対し「陳情書」が提出されている(「自昭和二十五年五月十八日至昭和二十六年十二月二十九日 会議録 月灘村議会」(議文、所収)。
- (56) 「自昭和二十九年七月二十日至昭和三十一年五月八日 議会々議録 大内町」(議文、所収)。
- (57) 以下、「昭和三十年度 会議録 月灘村議会」(議文)による。
- (58) 一九四四年度「歳入歳出予算書」(昭和二十九年 会議録 月灘村議会)(議文、所収)、一九五五年度「歳入歳出予算書」(前掲「昭和三十年度 会議録」、一九五六年度「歳入歳出予算書」(昭和三十一年度 会議録 月灘村議会」(議文、所収)。
- (59) 「自昭和三十三年八月至昭和三十三年十二月 会議録 大月町議会」

(議文)、所収。

(60) 「三十一日に除幕式 楠浦忠霊塔完成」(『高』同年八月二十日)。以下、同じ。

(61) 註五六に同じ

(62) 山本梅市氏(大月町議会議員)による(二〇一三年九月四日聴取)。

(63) 註五六に同じ

(64) 「自昭和三十一年六月至昭和三十二年二月 会議録 大内町議会」(議文)。

(65) 「忠霊塔を建設 大内町弘見遺族会」(『高』同年一月一〇日)。

(66) 「町から村から 幡多郡」(『高』一九五七年三月三日)。

(67) 同町の一九五六年度「決算書」には「忠霊塔補助金 七五、〇〇〇」と記されている(註五九に同じ)。

(68) 「総工費二百四十万円」であったという(前掲『高知県遺族会三十五年の歩み』、三七七頁)。

(69) 元月灘地区遺族会会長である奥田利明氏によれば、姫ノ井地区にも忠魂墓地があったが、既に墓は全て撤去されているという(二〇一三年一月四日聴取)。

(70) 「自昭和四十一年一月至昭和四十一年六月 会議録 大月町議会」(議文)。

(71) 「町から村から 幡多郡」(『高』同年四月一四日)。

(72) 「各地で戦没者の慰霊祭」(『高』同年一月三日)。

(73) 「町から村から 幡多郡」(『高』同年一月一六日)。

(74) 確認は難しいが、各地区においても慰霊祭が行なわれていた可能性は

ある。一例を挙げれば、弘見においても(大内地区ではなく)弘見地区の慰霊祭が行なわれていた(「町から村から 幡多郡 青年団が慰霊祭」(『高』一九七一年九月七日))。

(75) 「自昭和三十九年一月至昭和三十九年六月 会議録 大月町議会」(議文)。

(76) 一九六八年度「一般会計予算書」(「自昭和四十三年一月至昭和四十三年六月 会議録 大月町議会」(議文))。

(77) 奥田利明氏談(註六九に同じ)。

(78) 『広報おつき』二〇八号(二〇〇九年四月)。

(謝辞)

本稿は、多くの方々のご協力によって完成しました。末尾ではありませんが、記して謝意を表します。

まず、とくにお世話になったお二人について記します。お一人は、大月町役場議会事務局書記の新谷早苗さんです。事務局所蔵の議会関係文書の閲覧に多大な便宜を図っていただいた上、多くの忠魂墓地についてその場所をご教示いただきました。本稿では、大月町内の忠魂墓地を網羅できたと考えていますが、新谷さんのご協力がなければなせませんでした。改めてお礼を申し上げます。

もうお一人は、『大月町史』の執筆者の一人である長岡和さん(宿毛市在住)です。同町をめぐるときさまざまなお話をお聞かせいただき、またいくつかの忠魂墓地の場所をご教示いただきました。長岡さんのお話は、大

月町に関心を持つきっかけとなりました。

お二人の他にも、お世話になった方はたくさんおられます。本文に記した幾人かの方々、電話での突然の問い合わせにも快く答えていただいたいくつかの地区の区長さん、町内を調査中にいろいろお答えいただいた方々、などです。みなさん、本当にありがとうございました。

※本稿は、二〇一一年度高知大学人文社会科学部門研究プロジェクト「高知をめぐる戦争と交流の史的研究」研究班の一員として行なった調査による成果の一部です。記して、同プロジェクト構成員各位及び関係各位に謝意を表します。

(おばた ひさし 高知大学准教授)

